

## 議案第76号関連資料

## 明石市戸籍・住民票関係手数料徴収条例の一部改正について

## 1 改正の目的

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カードの発行を行う主体が、市区町村から地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）に変更されたため、当該カードの再交付に係る本市の手数料を廃止することにつき、条例の一部を改正しようとするものです。

## 2 改正内容

当該カードの再交付に関する規定（条例第2条第1項第13号）を削る。

## 3 今後の取り扱い

手数料の徴収根拠が下記のとおり変わりますが、当該カードの再交付手数料の徴収事務を市が機構から受託しますので、手数料の額及び納付先はこれまでと同じです。

	徴収根拠	手数料の額	納付先
(現 行)	明石市戸籍・住民票関係手数料徴収条例	800円	明石市 (市役所窓口)
(改正後)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	800円	明石市 (市役所窓口)

## 4 施行期日

公布の日